

☆登録できない印鑑について

●以下のような印鑑の場合、条例の規定等により登録できません。

- [1] 住民基本台帳(住民票)に記録されている氏名、または氏もしくは名を表していないもの ……(例①、②)
 - [2] 職業、資格、その他氏名以外の事項を表しているもの ……(例③、④)
 - [3] ゴム印、その他印材の変化しやすいもの
 - [4] 印影の大きさが、一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、 ……(例⑤、⑥)
または一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - [5] 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの ……
 - [6] 同じ印影で同一世帯の方が既に登録している場合 (※印鑑自体は異なっても、印影が同じであると不可)
 - [7] その他、市長が不相当と認めるもの ……(例⑦～⑩)
- ・印影の枠が3分の1以上欠けているもの
・氏名の文字の線が切断した状態であるもの 等

登録できない印鑑

例 住民票の氏名が「多摩花子」の場合

① 漢字をひらがなまたはカタカナに書き換えたもの
(ひらがなまたはカタカナを漢字に書き換えたものも同様)



② 漢字をアルファベットに書き換えたもの

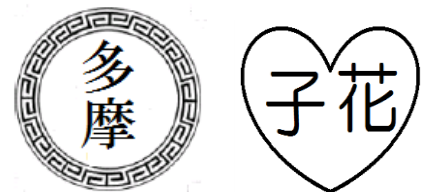


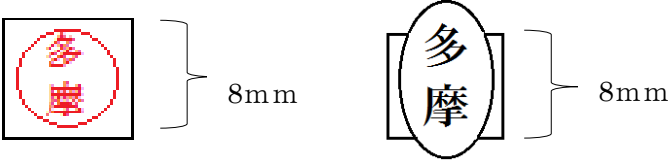
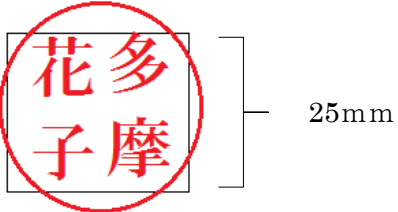




③ 職業、資格、その他氏名以外の事項を表しているもの

例 背景に図柄があるもの、枠の中に絵柄が入っているもの 等



④ 外枠が模様となっているもの



<p>⑤ 印影の大きさが、一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの</p> <p>※ただし、一辺が8mmを超えている場合には登録可能です。</p> 	<p>⑥ 印影の大きさが一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> 	
<p>⑦ 逆さ彫刻で、外枠のないもの</p> 	<p>⑧ 印影の枠が3分の1以上欠けているもの、またはふちのないもの</p> 	<p>⑨ 文字の線が切断した状態であるもの</p> <p>※<u>字の切断がデザインによるものであっても認められません。</u></p> 
<p>⑩ 文字をデザイン化したもの (例 文字の一部が絵柄になっているもの)</p> 		

※ あくまで、登録できない印鑑の一部具体例となります。詳細については、下記までお問い合わせ願います。

<問い合わせ先>

多摩市役所市民課 住民記録担当 042-375-8111 (内線2344、2345)